


所管部課	市民部保険年金課	部長	村上 敏彰			
件名	東大和市国民健康保険傷病手当金の支給に関する規則の一部を改正する規則について					
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項	
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>給与等の支払を受けている国保加入の被用者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、療養のため労務に服することができないとき傷病手当金の支給を行っている。傷病手当金の支給については、国による特別調整交付金の財政支援が特例的に行われるが、財政支援対象である適用期間を令和3年3月31日まで延長すると厚生労働省より通知があった。</p> <p>このことに伴い、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給について、所要の改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点 傷病手当金の適用期間「令和2年12月31日」を「令和3年3月31日」に改める（附則第2項関係）。</p> <p>(2) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 傷病手当金の制度によって、国保加入者の被用者にとって休みやすい環境が整備され、新型コロナウイルスの感染症の感染拡大防止が図られる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過） 文書課において審査済み</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。